

新中部保育所(仮称)整備基本計画

令和3年12月

新庄市

目 次

はじめに	1
1. 新中部保育所(仮称)整備の基本的な考え方	2
(1) 安心・安全な施設整備	2
(2) 多様な保育サービスの提供	2
(3) 多くの人の利用に配慮した人にやさしい施設の整備	2
(4) 地域に開かれた保育所	2
(5) 市全体の保育の質の向上	2
(6) 都市公園との関わり	2
(7) 歴史的風致維持向上計画との関わり	2
(8) 環境にやさしい施設整備	2
2. 保育サービスの方針について	3
(1) 新庄市立保育所の保育目標	3
(2) 新中部保育所で提供する保育サービス	3
3. 建設場所の選定	4
4. 機能・規模について	5
(1) 施設整備基準	5
(2) 保育施設機能の検討	5
(3) 保育所施設機能の整備方針	6
(4) 保育施設規模の設定	8
5. ゾーニング計画	10
6. 実現化方策の検討	11
(1) 事業費の算出	11
(2) 事業スケジュール	11
7. 課題	12
(1) 安心安全に配慮した施設環境	12
(2) 公園内保育所としての整備	12
(3) 利用者視点での施設整備	12

はじめに

近年、少子化の進行、就労形態の多様化、保護者の子育てに対する意識の変化などにより、保育ニーズの多様化が進んでおり、様々なニーズに応じるために、子育て支援の一層の充実が求められています。

本市では、令和2年3月に「第2期新庄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「**子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子**」を基本理念として、将来のまちの担い手であるすべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体で子どもたちを育むまちづくりを目指しています。

本計画は、老朽化した中部保育所を最上公園内の一角に新設し、本市の特色を活かした、本市保育行政の基幹となる施設を整備するためのものです。

保育施設が生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な場であることを踏まえ、子どもの安全と安心を確保し、充実した保育を展開することで、基本理念を実現することを目標とし、施設の整備に取り組んでいきます。

1. 新中部保育所(仮称)整備の基本的な考え方

新中部保育所(仮称)（以下、「新中部保育所」という）の整備にあたっては、次に掲げる方針に基づいて保育サービスの提供及び施設の整備を図っていきます。

(1) 安心・安全な施設整備

新中部保育所は、子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心しておくれるように、十分に配慮した施設の整備・備品の配置等を行います。

さらに、建物の耐震性を高めるとともに、雪対策についても配慮し、子どもや職員の安全を考慮した施設整備を行います。

(2) 多様な保育サービスの提供

新中部保育所では、延長保育事業、一時預かり事業の実施、また、特別な配慮が必要な児童への対応を強化し、保育のセーフティネットとしての機能を果たせるように施設整備を行います。

(3) 多くの人の利用に配慮した人にやさしい施設の整備

新中部保育所は、ユニバーサルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく、保護者や来訪者等あらゆる人の利用に配慮した整備を行います。

また、子どもたちのけがや事故防止への配慮を基本とした施設整備を目指します。

(4) 地域に開かれた保育所

これまでも中部保育所では、地域に開かれた行事や保育を実施してきました。

このような地域とのつながりを新中部保育所でも引き継ぎ、活かしながら、保育所と地域の結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

(5) 市全体の保育の質の向上

新中部保育所では、公開保育研修や外部講師を招いた講義等、研修機能の充実を図るための施設整備を行い、市内保育士等のさらなるスキルアップと市全体の保育の質の向上を目指します。

(6) 都市公園との関わり

新中部保育所は最上公園の一部に建設することから、都市公園本来のオープンスペース機能を確保しつつ、有効に活用することで都市公園としての機能の維持を図る必要があります。また、占用区域との境界は、公園の利用や景観、保育所のプライバシーやセキュリティに配慮した整備を行うことで、公園を利用する人と保育所を利用する人の共存を目指します。

(7) 歴史的風致維持向上計画との関わり

本市では、本市固有の歴史と伝統を守り育てるまちづくりを推進し、長期的な視点に立って次の世代に引き継いでいくため、令和4年度に「新庄市歴史的風致維持向上計画」を策定することとしています。その重点区域として検討している新庄城址・最上公園内に設置する新中部保育所の整備にあたっては、新庄城址周辺の環境や風情などの景観に配慮した施設を目指します。また、幼少期から本市の歴史と伝統に触れることにより、郷土愛と豊かな心を育みます。

(8) 環境にやさしい施設整備

新中部保育所は、SDGsの要素を取り入れ、省資源、省エネルギー等できる限り環境にやさしい施設整備を目指します。

2. 保育サービスの方針について

(1) 新庄市立保育所の保育目標

保育所は子どもが1日の大半を過ごすところであり、家庭や地域社会と連携を密にしながら家庭療育の補完、安全で情緒の安定した生活のできる環境を整え、地域に根差した文化を伝承し、健全な心身の発達を図ることができるようにするために、次のような子ども像を願って保育していきます。

- ◎健康で明るく素直な子ども
- ◎たくさんの経験をし、五感豊かに想像力をふくらませる子ども
- ◎やさしさ、思いやり、勇気、感動を共有できる子ども
- ◎人の話を聞いて、自分の気持ちを言葉で表現できる子ども

(2) 新中部保育所で提供する保育サービス

新中部保育所で提供する保育サービスは、以下のとおりとします。

提供する保育サービスや子どもの状況に応じて必要な職員を配置し、保育を実施します。

<提供する保育サービス>

保育サービス	内 容 等														
通常保育	<ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢：0歳児(8か月)～5歳児 ・児童定員：80名 ・保育時間：月曜日～土曜日 保育短時間認定：8時30分～16時30分 保育標準認定：7時30分～18時30分 ・年齢別定員： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人</td> <td>7人</td> <td>10人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>80人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※4月1日時点年齢基準</p>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	3人	7人	10人	20人	20人	20人	80人
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計									
3人	7人	10人	20人	20人	20人	80人									
延長保育	保育短時間認定：7時30分～8時30分 18時30分～18時50分 保育標準時間認定：18時30分～18時50分														
一時預かり保育	保育所等を利用していない家庭において、保護者の就労や傷病、その他理由によって保育が必要となった場合、一時預かり保育を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象年齢：0歳児(8か月)～5歳児 ・保育時間：月曜日～土曜日 8時30分～16時30分 														
障がい児保育	集団保育が可能な障がい児を受け入れるもので、保育士を加配してきめ細やかな対応を行います。														

3. 建設場所の選定

市では老朽化した2所の公立保育施設の整備のために、「新庄市公立保育所整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という）」を設置し、「新庄市公立保育所整備計画（以下「整備計画」という）」を策定しました。整備計画においては、新中部保育所については、新たな場所に整備する方針を定めています。

また、その候補地については、公有地の活用とともに、新庄小学校区であることを考慮した上で民有地も視野に入れ、策定委員会で検討を進めた結果、「最上公園内の一部」の敷地を新中部保育所移転候補地として選定しました。

<計画地位置図>



4. 機能・規模について

(1) 施設整備基準

保育所整備にあたっては、児童福祉法第45条の規定に基づき児童福祉施設最低基準が定められており、山形県の基準は次表のとおりです。

<児童福祉施設最低基準（山形県）>

部 門	必要諸室と最低基準	その他設置が望まれる室等
保育部門	乳児室又はほふく室 ・乳児室 3.30 m ² /人 ・ほふく室 3.30 m ² /人 保育室又は遊戯室 ・2歳以上 1.98 m ² /人	沐浴室 図書室
	便所	—
	屋外遊技場 ・2歳以上 3.30 m ² /人	水遊び場、遊具等
管理部門	—	職員室 相談室 更衣室 休憩室 調乳室
	医務室	
	調理室	配膳室
	—	玄関出入口 倉庫
その他	—	一時的保育室・延長保育室

(2) 保育施設機能の検討

新中部保育所の機能や方向性を踏まえ、必要な機能・施設を検討します。

<必要な機能一覧>

機 能	必要諸室と最低基準	その他設置が望まれる室等
0～2歳児	・保育スペース ・ほふくスペース（畳） ・附属スペース （調乳、汚物処理、洗濯浴室等） ・収納	
3～5歳児	・保育スペース ・収納	
一時保育	・一時保育事業用	延長保育と兼用
その他	・給食室（調理室） ・多目的スペース ・遊戯室	
管理機能	・職員室 ・医務室 ・相談室（会議室、研修室） ・更衣室	医務室は職員室内に設置 ※将来的な医療的ケア児の保育の実施を考慮する。
外部空間	・園庭 ・遊具 ・倉庫	園庭内に水遊び場設置の検討
付帯施設	・トイレ（乳幼児用、大人用） ・倉庫 ・機械室	用務員室 男子トイレ
駐車機能	・駐車場、駐輪場	送迎、職員駐車場

(3) 保育所施設機能の整備方針

ア) 保育関係機能

子どもの日常生活の大半を過ごす場所として、食事、睡眠、休憩、排泄の生活行為と屋内外での遊びの環境・空間を整備する。

①0・1 歳児室

- ・児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。
- ・安全・安心を考慮し、事務室（職員室）に最も近い位置に設置する。
- ・乳児が思い切って横臥し、横転、ほふくして体全体の運動ができたり休息したりするほふくスペースを設ける。ほふくスペースは畳が望ましい。
- ・児童の手が届く高さの温水の出る手洗い場を設ける。
- ・乳児のミルクをつくる調乳室を設ける。
- ・沐浴、トイレ機能を備えた附属室を設ける。
- ・各自の着替え等・午睡用布団を収納するスペースや遊具の出し入れがしやすい棚を設ける。

②2 歳児室

- ・児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。
- ・児童の手が届く高さの温水の出る手洗い場を設ける。
- ・沐浴、トイレ機能を備えた附属室を設ける。
- ・各自の着替え等・午睡用布団を収納するスペースや遊具の出し入れがしやすい棚を設ける。

③3・4・5 歳児室

- ・児童の健やかな生活の場として、自然の風や光を感じられるように、通風や採光に十分に配慮する。
- ・多様な種類の遊びを促す環境を整備する。ごっこ遊びやブロック、積木遊びなど様々な道具を広げて遊べる空間を設ける。
- ・年齢に応じて生活習慣の自立を促せるように、各自の着替えや午睡用布団、カバン、遊具等を収納するスペースや棚を設ける。

④一時保育室

- ・一時保育事業中に子どもたちが安全に、楽しく過ごすことができる保育室を設置する。
- ・延長保育室と兼用とする。

⑤遊戯室

- ・屋内運動場や昼寝の場、行事などの場として、必要な機能や広さを検討し、確保する。
- ・パーティションで区切って利用できるように検討する。

⑥給食調理室等

- ・アレルギー除去食、低年齢児給食への対応を踏まえた調理室を整備する。
- ・採光や照明、換気や空調を十分に考慮し、清潔で明るい空間とする。

- ・給食を作る姿や配膳作業等が、児童から見える位置に設置する。

⑦年齢別子ども用トイレ

- ・発達過程ごとに適した便器を設置する。
- ・各保育室からアクセスしやすい位置に設置する。

イ) 管理関係機能

保育所で働く職員が働きやすい環境を整備することを目指し、職員同士のコミュニケーション、休養、事務処理等を行う場として必要な空間を整備する。

①職員室

- ・保育計画の企画立案、教材の準備などの総合的な事務スペースとして、職員規模に応じた広さを確保する。
- ・外部からの来訪者が確認でき、施設全体の様子が把握できる場所に配置する。
- ・ICT化に対応するため、施設内のネットワーク環境を整備する。

②医務室

- ・乳幼児が発病したり、外傷を負った場合の応急措置や休養の場として、静養可能なスペースと必要な医薬品を配置する。
- ・職員室内に配置し、保育士の目が届くように設置する。
- ・今後、医療的ケア児への対応が必要となった場合に、施設が大幅な改築を要しないよう留意して間取り等を調整する。

③相談室

- ・保護者との相談や職員の面談に利用するスペースとして設置する。
- ・授乳・おむつ交換スペースを備え、公園利用者から利用要請があった場合に対応可能とする。

④会議室（研修室）

- ・職員が集合して会議等を行うことができる会議室を整備する。
- ・他保育施設等との合同研修の実施にも活用できるよう整備する。
- ・別室をパーティションで区切り利用する等、省スペース化を検討する。

⑤大人用トイレ

- ・保護者等の来所者や職員が利用するトイレを設置する。

⑥更衣室

- ・職員の私的な荷物を置くロッカーや更衣できるスペースを確保する。

⑦倉庫

- ・保育に必要な道具や備品の保管のための倉庫を設置する。

ウ) 駐車・駐輪機能

①駐車場

- ・子どもの送迎等のための駐車スペースを必要台数分確保する。
- ・子どもたちの安全に十分に配慮し、できる限り歩車分離できる配置とする。
- ・送迎時に混雑が発生しないよう、施設からの動線を考慮した配置とする。

②駐輪場

- ・子どもの送迎等のための駐輪スペースを必要台数分確保する。

(4) 保育施設規模の設定

ア) 入所定員の設定

入所定員については、「新庄市公立保育所整備計画」内において下表のとおり設定している。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員計
人数	3人	7人	10人	20人	20人	20人	80人

イ) 計画の基準

中部保育所の入所定員は80人ですが、公立保育所として緊急時の受入等、通常以外の利用を想定しつつ、余裕を持った面積を検討する。

①0・1歳児室（最低基準 0・1歳児：3.30㎡/人） 定員10名

- ・保育室は50㎡以内とする。（15名まで対応可）
- ・ほふくスペース（畳）、冷暖房設備（エアコン）を設ける。
- ・調乳室を設置する。
- ・附属室（洗濯、汚物処理、沐浴、トイレ機能を備えた部屋 小便器不要）15㎡程度を設置する。

②2歳児保育室（最低基準 2歳児：1.98㎡/人） 定員10名

- ・保育室は40㎡以内とする。（15名まで対応可）
- ・冷暖房設備（エアコン）を設ける。
- ・附属室（洗濯、汚物処理、沐浴、トイレ機能を備えた部屋）15㎡程度を設置する。

③3・4・5歳児室（最低基準 2歳児：1.98㎡/人） 定員各20名

- ・保育室は1室50㎡以内とし、3室+予備保育室1室を設置し、予備室はパーティションで区切り、クールダウンルームとして利用できるようにする。（各部屋25名まで対応可）
- ・冷暖房設備（エアコン）を設ける。

④一時保育室

- ・保育室は50㎡以内とする。（0・1歳児5名、2～5歳児5名を想定）
- ・調乳スペースを設置する。
- ・冷暖房設備（エアコン）を設ける。

⑤3・4・5歳児、一時保育用トイレ

- ・全体で80㎡程度で設置する。（1か所 広く面積を取り、便器も多く設置する）

⑥遊戯室

- ・雨天時の運動等を考慮して200㎡程度で設置する。（最低基準 1.98㎡/人）
- ・入所式や修了式、発表会等が行えるようステージを設置する。ステージは可動式が望ましい。
- ・楽器や遊具、体操器具等の収納スペースを設置する。
- ・館内放送等ができる放送室を設置する。
- ・冷暖房設備（エアコン）を設ける。

⑦給食調理室等

- ・ 80 m²程度で設置する。
- ・ 下処理場、調理場、検収室、配膳室、洗浄室、食品庫について、明確に区別できるようにする。
- ・ 専用更衣室兼休憩室、専用トイレを設置する。
- ・ 調理室及び専用トイレの手洗い場は、センサー式を設置する。
- ・ 冷暖房設備（エアコン）を設けるとともに、十分な吸排気が可能な構造とする。

⑧職員室・医務室・更衣室

- ・ 全体で 80 m²程度で設置する。
- ・ 保育室、園庭、玄関への動線を考慮した位置に配置する。
- ・ 冷暖房設備（エアコン）を設ける。
- ・ 教材等の収納について配慮した構造とする。

⑨相談室

- ・ 20 m²程度で設置する。
- ・ 休憩室と兼用とする。
- ・ 相談事務が円滑に行えるよう、プライバシーに配慮した構造とする。
- ・ 冷暖房設備（エアコン）を設ける。

⑩会議室（研修室）

- ・ 最大で 20 名程度の利用を想定した構造とする。
- ・ 別室との共用について検討する。

⑪大人用トイレ

- ・ 40 m²程度で設置する。
- ・ 保護者等の来所者や職員が利用する洋式トイレを設置する。
- ・ おむつ交換台を備えたトイレを 1 か所確保する。

⑫倉庫

- ・ 30 m²程度で設置する。
- ・ 保育に必要な道具や備品の保管のための倉庫を設置する。

⑬廊下

- ・ 100 m²程度とする。
- ・ 採光と風通しに配慮し、保育スペースとしての利用も考慮する。
- ・ 手すりを設置する。

⑭玄関・出入口

- ・ 40 m²程度とする。
- ・ 子ども用及び職員用のくつ箱を配置する。くつ箱は長靴の収納を考慮する。

⑮園庭（屋外遊技場）他（最低基準 3.30 m²/人）

- ・ 子どもたちが十分に遊べるように 500 m²程度を確保する。
- ・ 手洗い・足洗い場を設置する。
- ・ 水遊び場の設置を検討する。
- ・ 子どもが安心安全に使える遊具を設置する。
- ・ 屋外倉庫を 10 m²程度で設置する。

⑩駐車場・駐輪場

- ・送迎用等の駐車・駐輪スペースを必要台数分確保する。
- ・送迎時の人、自動車、自転車の動線を検討し、近隣公共施設の利用状況も考慮した配置とする。

※その他必要な施設等については、今後の基本・実施設計において検討する。

5.ゾーニング計画

ア) 保育ゾーン

0・1歳児室、2歳児保育室、3・4・5歳児保育室、一時預かり保育室で構成するゾーンとし、必要に応じて保育用トイレ等を配置します。

イ) 遊戯室

雨天時の運動等、ステージを備えたホール機能を持つゾーンとします。

ウ) 管理ゾーン

職員室・医務室、更衣室、相談室、会議室（研修室）、大人用トイレ等で構成するゾーンとします。

エ) エントランスゾーン

玄関・出入口・メインとなる動線を構成するゾーンとします。

オ) 給食調理室ゾーン

調理室（汚染作業区域と非汚染作業区域）、専用更衣室、専用トイレ等で構成するゾーンとします。

カ) 倉庫等

倉庫等を設置するゾーンとします。

キ) 園庭ゾーン

屋外遊技場を配置するゾーンとし、手洗い・足洗い場、屋外倉庫で構成するゾーンとします。

ク) 駐車場ゾーン

送迎用等の駐車・駐輪スペースとなるゾーンとし、緊急時の救急車両等を考慮したゾーンとします。

6. 実現化方策の検討

(1) 事業費の算出

実際の保育所建設事業費は、基本・実施設計の段階で算出しますが、参考見積りや官庁施設の設計業務等積算基準、類似事例などを参考として試算を行い、概算事業費を算出します。

整備する施設として、平屋建て、建築面積 1,100 m²程度を想定しています。

ア) 測量、調査

用地測量・地質調査は、合計 600 万円程度が見込まれます。

イ) 設計費等

基本・実施設計等は、3,200 万円程度が見込まれます。

ウ) 用地取得費

用地取得費等は、都市公園内を占用して建設するため発生しません。

エ) 施設建設事業費

施設建設事業費は、建築主体工事、電気設備工事費、機械設備工事費を含めて合計 4 億 5,000 万円程度の費用が見込まれます。

(附属施設、備品等は、別途費用が発生します。)

オ) 外構工事事業費

外構工事事業費は、4,200 万円程度の費用が見込まれます。(園庭含む)

カ) 工事監理業務費

工事監理業務費は、900 万円程度の費用が見込まれます。

キ) 解体工事費

既存施設の解体工事費は、解体工事実施設計費を含めて 5,700 万円程度の費用が見込まれます。

(2) 事業スケジュール

令和3年度内に基本・実施設計に着手し、工期の短縮に努めます。設計完了後速やかに施設建設工事に着手し、令和5年度中に新施設を完成させ、令和6年4月の開所を目指します。

<スケジュール表>

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本計画	→			
基本・実施設計		→		
建築工事			→	
外構工事				→
備品購入			→	
開所				◎4月開所
既存施設解体				→

7. 課題

本計画を推進するにあたっての課題として、次の事項を考慮し、実現に向け取り組んでいく必要があります。

(1) 安心安全に配慮した施設環境

新中部保育所建設予定地は都市公園内であることから、保育所に通う児童だけでなく、公園内で遊ぶ児童や、公園一般利用者の安全に配慮した施設環境の整備を検討します。

また、建設予定地は洪水浸水想定区域内（0.5m未満）であることから、水害対策の必要性について検討します。

(2) 公園内保育所としての整備

最上公園は城址公園であり、本市の歴史まちづくりを進めるうえで重要な場所であるため、整備する施設の外観や占用区域との境界については、公園の利用や景観に配慮する必要があります。

また、保育所のプライバシーやセキュリティに配慮したものを整備し、公園を利用する人と保育所を利用する人が共存できるような整備方法を検討します。

(3) 利用者視点での施設整備

新中部保育所の建設は、現在中部保育所を利用している方に限らず、地域の皆さんにとっても関心の高い事業です。今後、設計段階、工事段階において地域の皆さんの理解を深めながら、利用者である児童や保護者、保育所職員等の視点から施設整備を進めていきます。

新中部保育所(仮称)整備基本計画

令和3年12月策定

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市子育て推進課

電話 (0233) 22-2111 / FAX (0233) 23-2469

E-mail: kosodate@city.shinjo.yamagata.jp

HP: <http://www.city.shinjo.yamagata.jp>